

令和 7 年 3 月 2 5 日

各地域密着型サービス事業所 代表者 様

総社市役所 長寿介護課

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の受理通知の廃止について

従来、総社市では介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（以下、「体制届」という。）が提出をされた際は、本市行政サービスの一環として受理通知書を送付していましたが、ペーパーレスの推進や業務見直しの観点から、令和 7 年 4 月 1 日適用開始となる体制届から受理通知を廃止することとしますのでお知らせします。

記

1 受理通知書を廃止する届出書類

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の受理について（通知）

事業費算定に係る体制等に関する届出の受理について（通知）

2 変更時期

令和 7 年 4 月 1 日適用開始の体制届から

3 届出を収受した受付印を希望する場合

以下の書類を窓口にご持参又は郵送ください。

○「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の控え

○「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」の控え

○返信用封筒（返信先のあて名を記入し、必要額の切手を貼付）※持参にて受付を行う場合は不要です。

4 留意事項

○届出書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることをご確認のうえ、ご提出ください。

○受理後、届出書類はお返ししませんので、各自で必ず写しを保管してください。

○体制届の控えに押印される収受印は、体制届出書が総社市受付窓口に着した日付を示すものであり、体制届出書の受理及び手続の完了を意味するものではありません。

○体制届の控えの返送後、提出書類の補正、差し替えや再提出を求める場合があります。

総社市保健福祉部長寿介護課介護保険係

〒719-1192

総社市中央一丁目 1 番 1 号

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail choju@city.soja.okayama.jp